内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。
2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
4　「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
5　「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
6　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
7　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条の2第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当中間期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				